

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第17条の2 （略） 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻までに連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第17条の3 （略） 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による</u> <u>部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該</u> <u>2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）</u>を超えない範囲内の時間とする。 （加える） （加える） （別段の定め） <u>第24条</u> （略） （その他の事項） <u>第25条</u> （略）	第17条の2 （略） 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ <u>4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第17条の3 （略） 2 <u>育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>を超えない範囲内の時間とする。 <u>（条例第16条の2第2項の規則で定める期間）</u> <u>第24条 条例第16条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u> （別段の定め） <u>第25条</u> （略） （その他の事項） <u>第26条</u> （略）

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。